



ご存知
ですか？

だれもが生き生きと暮らせる社会の実現に向けて

次代を担う子どもたちのすこやかな成長を支援する

東大阪市男女共同参画推進条例

「東大阪市男女共同参画推進条例」は、性別にとらわれることなく、一人ひとりの能力と個性が生かされ、いきいきと暮らせる男女共同参画社会を実現するために、平成16年7月1日に施行されました。この条例では、市や教育関係者はもとより事業者や市民も、皆が連携しながら、それぞれの立場で男女共同参画を進める責任と役割を果たすことが必要であるとうたっています。

..... 7つの基本理念

- 1.性別に関わりなく個人の尊厳が大切にされ、誰もが能力を発揮する機会を持てること
- 2.男女の性別にとどまらない、あらゆる人の人権が配慮されること
- 3.社会の制度や慣行、活動の自由な選択に、固定的な性別役割分担意識が影響しないよう配慮されること
- 4.市の政策や民間団体の方針立案・決定などに、男女が共同して参画できること
- 5.男女がお互いの協力と社会支援のもと、家庭生活と職業生活を両立できるようにすること
- 6.男女が生涯にわたり健康な生活ができるよう配慮されること
- 7.男女共同参画の推進が、国際的な協調のもとに行われること



基本理念の通り、皆さんとともに男女共同参画社会の実現へ取り組んでいきます。

東大阪市次世代育成支援行動計画 子育て・子育て スクラム21

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、東大阪市では、未来を担う子どもたちがすこやかに生まれ、すこやかに育つ環境を整えるため、「子育て・子育て スクラム21」を策定しました。すべての子どもの権利が尊重され、子どもの生きる力や夢が育まれる東大阪をめざして、様々な取り組みを進めています。

例えば…こんな事業に取り組んでいます！

ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助が必要な人と援助できる人とが会員になり、保育所(園)、幼稚園の送迎や預かりなどを行い、仕事と家庭の両立を支援するシステムです。平成17年度で、依頼会員271名、援助会員144名、両方会員47名、利用回数1400回の実績があります。

園庭開放

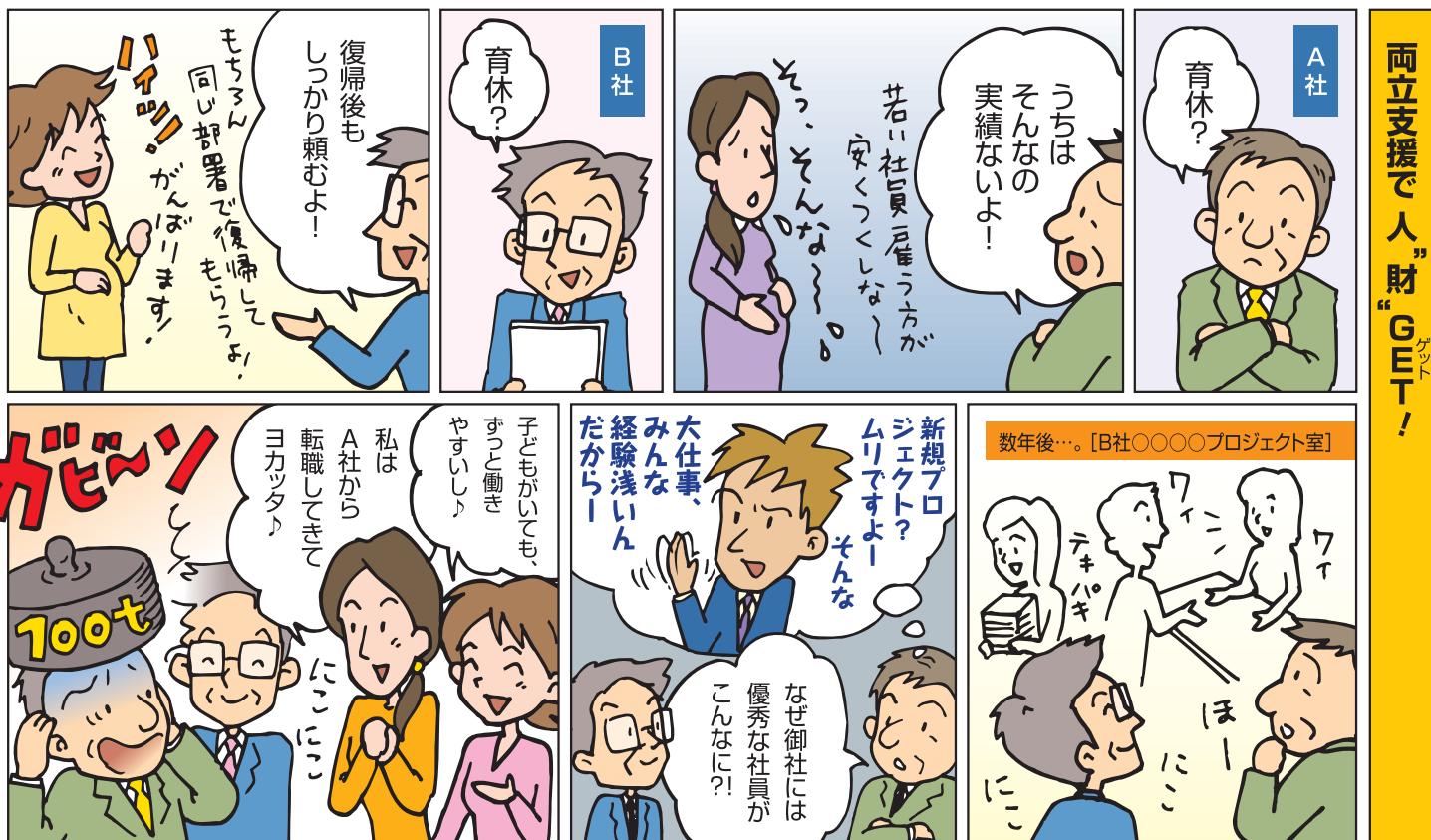
在宅の就学前乳幼児とその保護者を対象に、保育所(園)の園庭開放を行っています。同年齢の友達といっしょに遊ぶ場を設けるとともに、育児不安を持つ保護者等に情報の提供や育児相談等を行うことで、子育てを支援しています。

(子ども家庭室子育て支援課 TEL 06-4309-3302)

2ヵ月親子講習会

第1子の子育てをする親を対象に、各保健センターでは、子育ての不安を解消し、虐待の予防ともなる健やかな親子関係を育てるための親子教室を、生後2ヵ月時に実施しています。

(保健所 健康づくり課 TEL 072-960-3802)



両立支援で人財“GET”!

今年度のHOW制作にあたっては、1年間を通じて市内大学(大阪樟蔭女子大学、大阪商業大学、近畿大学)の多くの学生の方々にご協力いただきました。